

世界文化遺産に推薦する資産を選定する基準

(総論)

1. 以下の観点から顕著な普遍的価値を持つ可能性が高く、その保存と活用の施策を万全にする素地が整っており、かつ、過年度の世界文化遺産部会において示された課題への対応に十分な進捗が見られること。

(比較分析・評価基準)

2. 学術的調査の成果により、人類全体のための遺産として世界又は東アジアの観点から高い価値を持つ可能性が高いこと。また、『世界遺産条約履行のための作業指針』が示す (i) から (vi) の評価基準のうち、適切な評価基準が選択されていること。

(真実性)

3. 主張する価値及びそれを証明する構成資産の特性に照らして、真実性が担保されていること。

(完全性)

4. 完全性の観点から、主張する価値を証明するのに過不足ない構成資産及び資産範囲であること。さらに、資産に対する潜在的な脅威が適切に認識され、有効な対策が示されていること。

(資産保護)

5. 原則として文化財保護法に基づく指定・選定により、構成資産が十分な保護措置を受けていること。

(周囲の環境保全)

6. 資産周囲の良好な環境を保全・形成するための施策が講じられていること（例えば遺産影響評価の仕組み導入、歴史的風致維持向上計画や文化財保存活用地域計画の策定など）。

(管理体制)

7. 上記 5 及び 6 の取組を実現するための包括的保存管理計画が策定されていること。また、関係自治体・関係部局の盤石な連携体制が構築されており、将来にわたりその取組・体制を継続・発展させていくことが明言されていること。

(地域コミュニティ)

8. 地域コミュニティを含む関係者の一体的な協力体制が構築されていること。

(地域活性化)

9. 来訪者管理戦略や情報提供戦略等に基づいて、地域が主体となった資産の活用策が講じられていること。

(持続可能な発展)

10. 将来にわたって資産保護と地域の持続可能な発展との両立が期待できること。

(附則)平成 29 年 4 月 24 日付「世界文化遺産推薦書の準備状況を判断する際の観点」を廃止する。